

## 伊賀市自治基本条例改正案\_新旧対照表

改正案	現 行
<p><b>第1章 総則</b> (基本理念)</p> <p>第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。</p> <p class="list-item-l1">(1) <u>市民一人ひとりの<b>人権</b>が保障され、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、互いに多様性を認め合う、人権文化あふれる地域を形成する。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。</p> <p class="list-item-l1">(3) 自然との共生を図り、地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。</p> <p class="list-item-l1">(4) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。</p> <p><b>【解説】</b> 新市建設計画策定当初の基本理念を引き継いでいます。また、これまで伊賀市が取り組んできた部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃を目指し、暮らしの中に入<b>人権</b>を尊重する考えを根付かせ、習慣として定着させる人権文化を構築するため、新たに人権に関する条文を定めます。</p> <p><b>※人権文化…</b>一人ひとりが「何かあったときに考える<b>人権</b>」から「差別をしないことがあたりまえ」という態度を習慣として身に付け、仕事や日常生活において実践することにより、そのことが多くの人々の中に広がっていくような社会のあり方をいいます。</p>	<p><b>第1章 総則</b> (基本理念)</p> <p>第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。</p> <p class="list-item-l1">(1) 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。</p> <p class="list-item-l1">(2) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。</p> <p class="list-item-l1">(3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。</p> <p><b>【解説】</b> 新市建設計画におけるまちづくりの基本理念を引用しています。</p>
<p><b>第4章 住民自治のしくみ</b></p> <p>第2節 住民自治協議会 (住民自治協議会の権能)</p> <p>第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次の<u>各</u>号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。</p> <p class="list-item-l1">(1) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項</p> <p class="list-item-l1">(2) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 住民自治協議会は、当該地域において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。</p> <p>3 市長は、当該地域において行われる住民生活と関わりの深い市の事務で、当該地域に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。</p> <p>4 市長は、当該地域において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。</p> <p>5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。</p>	<p><b>第4章 住民自治のしくみ</b></p> <p>第2節 住民自治協議会 (住民自治協議会の権能)</p> <p>第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。</p> <p class="list-item-l1">(1) 新市建設計画の変更に関する事項</p> <p class="list-item-l1">(2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項</p> <p class="list-item-l1">(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 住民自治協議会は、当該地域において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。</p> <p>3 市長は、当該地域において行われる住民生活と関わりの深い市の事務で、当該地域に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。</p> <p>4 市長は、当該地域において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。</p> <p>5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。</p>

## 伊賀市自治基本条例改正案\_新旧対照表

改正案	現 行
<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市建設計画の内容を引き継いでいます。</li> <li>・当該地域とは、住民自治協議会単位の地域のことをいいます。</li> <li>・第1項の「諮問権」については、諮問内容を条例で位置付けるよう配慮しています。</li> <li>・第2項の「提案権」については、より強力な勧告とする考えもありますが、住民自治協議会が専門的な審議機関ではないことや市の上位機関でもないため、現実に則して提案権として位置付け、市長が尊重することとしました。</li> <li>・第3項の「同意権」については、「住民自治協議会の同意事務に関する規則」により定めています。</li> <li>・第4項の「受託決定権」については、行政側が住民自治協議会に委託可能な業務を示し、地域の判断により市業務の受託について決定するものです。具体的な業務としては、“地域内の公共施設等の維持管理”が考えられます。また、住民自治協議会の自主的な活動や意欲を引き出すために、当該協議会で決定された内容を尊重するよう規定しています。</li> </ul> <p>なお、住民自治協議会との協定の締結に関しては、「自治組織に関する規則」により規定されています。</p>	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市建設計画の内容を条文化しています。</li> <li>・当該地域とは、住民自治協議会単位の地域のことをいいます。</li> <li>・第1項の「諮問権」については、諮問内容を条例で位置付けるよう配慮しています。</li> <li>・第2項の「提案権」については、より強力な勧告とする考えもありますが、住民自治協議会が専門的な審議機関ではないことや市の上位機関でもないため、現実に則して提案権として位置付け、市長が尊重することとしました。</li> <li>・第3項の「同意権」については、「住民自治協議会の同意事務に関する規則」により定めています。</li> <li>・第4項の「受託決定権」については、行政側が住民自治協議会に委託可能な業務を示し、地域の判断により市業務の受託について決定するものです。具体的な業務としては、“地域内の公共施設等の維持管理”が考えられます。また、住民自治協議会の自主的な活動や意欲を引き出すために、当該協議会で決定された内容を尊重するよう規定しています。</li> </ul> <p>なお、住民自治協議会との協定の締結に関しては、「自治組織に関する規則」により規定されています。</p>
<p>第3節 地域振興委員会 (地域振興委員会の設置)</p> <p>第29条 削除</p> <p>【解説】</p> <p>新市建設計画の内容を引き継いでいますが、新市発足時に全地域で住民自治協議会の設置が困難な場合は、設立されるまでの間、支所長の諮問機関として暫定的に設置することとしていました。</p> <p>(地域振興委員会の所掌事務)</p> <p>第30条 削除</p>	<p>第3節 地域振興委員会 (地域振興委員会の設置)</p> <p>第29条 <u>市長は、住民自治協議会が設立されていない地域について、当該地域の住民生活に密接に関係し、当該地域の事情を十分に踏まえる必要のある市の事務について審議する機関として、地域振興委員会を置く。</u></p> <p><u>2 前項に定める地域振興委員会の設置の単位は、別に定める機関により審議決定する。</u></p> <p>(地域振興委員会の所掌事務)</p> <p>第30条 <u>地域振興委員会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、地域振興委員会の答申を尊重しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 新市建設計画の変更に関する事項</u></p> <p><u>(2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項</u></p> <p><u>(3) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 地域振興委員会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地域において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、地域振興委員会の提案を尊重する。</u></p> <p><u>3 地域振興委員会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は地域振興委員会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。</u></p>

## 伊賀市自治基本条例改正案\_新旧対照表

改正案	現 行
(地域振興委員会の委員の任命等) 第31条 削除	(地域振興委員会の委員の任命等) 第31条 地域振興委員会の委員は、当該地域の住民のうち、当該地域において活動する諸団体からの推薦を受けた者及び募集に応じた者の中から市長が任命する。 2 地域振興委員会の委員の定数、任期、報酬、委員長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。
第32条 削除	第32条 削除
第4節 住民自治地区連合会 (住民自治地区連合会の設置) 第33条 市長は、 <u>第37条に規定する</u> 支所単位に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する <u>ことができる</u> 。	第4節 住民自治地区連合会 (住民自治地区連合会の設置) 第33条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第155条第1項で定める支所の管轄する区域ごとに複数の住民自治協議会又は地域振興委員会が設置される場合、市長は、支所単位に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する。
【解説】 ・合併協議により決定された事項のため、条文として規定して <b>います</b> 。  ・「伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書（2010（平成22）年3月）」では、住民自治地区連合会は、新市建設計画期間の暫定措置とし、その後は、各地域の住民自治協議会の情報交流の場として任意に設置すると報告されています。	【解説】 新市建設計画には記載はありませんが、合併協議により決定された事項のため、条文として規定しました。  ※地方自治法第155条第1項…「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる」と規定されています。
(住民自治地区連合会の所掌事務) 第34条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の <u>各</u> 号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。  (1) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項 (2) その他市長が必要と認める事項  2 住民自治地区連合会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治地区連合会の提案を尊重する。	(住民自治地区連合会の所掌事務) 第34条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。  <u>(1) 新市建設計画の変更に関する事項</u> (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項 (3) その他市長が必要と認める事項  2 住民自治地区連合会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治地区連合会の提案を尊重する。

## 伊賀市自治基本条例改正案\_新旧対照表

改正案	現 行
<p>3 住民自治地区連合会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治地区連合会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併協議により決定された事項のため、条文として規定して<b>います</b>。</li> <li>・「伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書（2010（平成22）年3月）」では、住民自治地区連合会は、新市建設計画期間の暫定措置とし、その後は、各地域の住民自治協議会の情報交流の場として任意に設置すると報告されています。</li> <li>・当該地区とは、住民自治地区連合会の地域全域（支所管内地域）のことをいいます。</li> </ul>	<p>3 住民自治地区連合会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治地区連合会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>新市建設計画には記載はありませんが</b>、合併協議により決定された事項のため、条文として規定しました。</li> <li>・当該地区とは、住民自治地区連合会の地域全域（支所管内地域）のことをいいます。</li> </ul>
<p>第5節 住民自治活動を補完する機構 (住民自治を<b>推進</b>する行政機関の設置)</p> <p>第37条 市は、支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。</p> <p>2 支所の位置及び所管区域並びに支所で行う業務の範囲は、市長が別に定める。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における住民自治を積極的に支援する機関と位置付けています。</li> <li>・行政組織の設置や組織内分権については、自治基本条例の「行政の役割」の中で位置付けることも可能ですが、補完性の原則に基づき、住民自治を補完する役割として、市民活動支援センターとともに、あえてこの部分に位置付けています。</li> </ul>	<p>第5節 住民自治活動を補完する機構 (住民自治<b>活動を補完</b>する行政機関の設置)</p> <p>第37条 市は、<b>法第155条第1項で定める</b>支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、前項で定めた目的を達成するため、市長の権限に属する事務のうち市民に身近な事務を積極的に支所長へ委任するよう努めなければならない。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市建設計画の内容に基づき、支所において柔軟な対応ができ、住民自治の推進につながるように条文を設けました。</li> <li>・市長から支所長への権限委任の詳細については決裁規程により定めることになります。</li> <li>・行政組織の設置や組織内分権については、自治基本条例の「行政の役割」の中で位置付けることも可能ですが、補完性の原則に基づき、住民自治を補完する役割として、市民活動支援センターとともに、あえてこの部分に位置付けています。</li> </ul>

## 伊賀市自治基本条例改正案\_新旧対照表

改正案	現 行
<b>第6章 行政の役割と責務</b> 第2節 行政運営の方針 <u>(総合計画)</u> <u>第49条 市は、総合的かつ計画的な市政を運営するため、総合計画を策定するものとする。</u> <u>2 総合計画は、市の最上位計画とし、他の計画は総合計画に即して策定するものとする。</u>	<b>第6章 行政の役割と責務</b> 第2節 行政運営の方針 <u>(総合計画)</u> <u>第49条 市は、総合的かつ計画的な市政を運営するため、総合計画を策定するものとする。</u> <u>2 総合計画は、市の最上位計画とし、他の計画は総合計画に即して策定するものとする。</u>
<b>【解説】</b> <u>2011（平成23）年8月の地方自治法の改正により、各自治体において基本構想の策定義務がなくなりましたが、市の最上位計画としての重要性を鑑み、総合計画の策定義務について定めています。</u>	
<u>(広域連携)</u> <u>第50条 市は、国及び三重県と対等の立場に立ち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。</u> <u>2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、共通する課題及び広域的な課題の解決に取り組むものとする。</u>	
<b>【解説】</b> <u>広域的な連携によるまちづくりを推進する規定で、共通する課題を解決するため、相互に連携、協力をすることを定めています。</u>	
<u>(公益通報)</u> <u>第51条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合は、その事実を別に定める機関に通報することができる。</u> <u>2 前項に関することは、別に定める。</u>	<u>(公益通報)</u> <u>第49条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合は、その事実を別に定める機関に通報することができる。</u> <u>2 前項に関することは、別に定める。</u>
<u>第49条を第51条とし、以下順次2条ずつ繰り下げる。</u>	